

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県総務部
（財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課、医療政策担当課扱い）
各指定都市財政担当部局
（各指定都市財政担当課、
市立病院担当課、医療政策担当課扱い）
関係一部事務組合
（都道府県・指定都市が加入するもの）
関係広域連合
（都道府県・指定都市が加入するもの）

御中

総務省自治財政局準公営企業室

不採算地区病院等に対する財政措置の拡充の継続について

過疎地等の経営条件の厳しい地域の医療を担う不採算地区病院等（不採算地区有床診療所含む。）について、コロナ禍においてもその機能を維持するために令和 3 年度に講じた特別交付税措置の基準額引上げ（30%）については、令和 4 年度においても継続することとしておりますので、お知らせします。

また、公的病院等（公的有床診療所含む。）に対して地方公共団体が助成を行っている場合には、公的病院等に関しても上記と同様の措置を講じることとしています。

都道府県担当課におかれては関係部局、市町村担当課におかれては貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）、企業団（地方独立行政法人を含む。）、関係一部事務組合等、関係者に対して周知いただくようお願いいたします。

（連絡先）

自治財政局 準公営企業室 病院事業係
担当：目貫 小幡 長尾
電話：03-5253-5643